

短期組合員の資格喪失後の手続きについて

1 退職時の留意点

(1) 組合員証等について

公立学校共済組合員の組合員資格を喪失するため、退職日の翌日から**今まで使用していた組合員証等は使用できなくなります。**

日本の医療保険制度は「国民皆保険」となっているため、国内に居住する方は何らかの公的医療保険に加入することになっています。

したがって、退職後はご自身で医療保険制度の加入手続きが必要となりますので、必ず次のページ以降をご確認ください。

(2) 組合員証等の返納について

現在お持ちの組合員証等（共済組合が交付したすべての証）は、退職後は使用できませんので、所属所へ返納してください。

(3) 組合員証等に係る注意事項

- ・退職日の翌日以降、医療機関（薬局・整骨院等含む）を受診する際は、必ず新しい保険証を窓口で提示してください。
- ・退職日の翌日以降、誤って資格喪失後の共済組合の組合員証（被扶養者証）を使用した場合は、**共済組合が負担した医療費（7割～8割）を返還していただきます。**
- ・退職後、新しい健康保険証がお手元に届く前に受診する場合は、受診される医療機関の窓口で、健康保険の切り替え中である旨をお伝えください。原則として医療機関の窓口では一旦医療費の全額をご負担いただき、後日新しい健康保険組合へ請求手続きをすることで、給付を受けることができます。

(4) 短期給付振込口座について

組合員及び被扶養者が医療機関を受診し、共済組合から給付が発生した場合、通常3～4か月後に組合員の本人口座へ振込みます。そのため、**短期給付振込口座は、退職後4～5か月間は解約されないようお願いします。**短期給付振込口座を変更される場合は、ご連絡ください。

2 組合員資格喪失後も受けられる短期給付

組合員が退職後、国民健康保険の被保険者又は家族が加入している医療保険の被扶養者(注1)の資格を取得した場合には、下表の給付に限って受けることができます。

(注1) 給付金が恒常的収入に該当し、ほかの医療保険の被扶養者としての認定基準を超える場合があります。給付を受けることで家族の医療保険の被扶養者になれない場合がありますので、退職後に加入される健康保険組合等へご確認ください。

手続きの際は請求書等の提出が必要です。なお、他の保険者（共済組合等）から同様の給付が受けられる場合、下記の給付はありません。

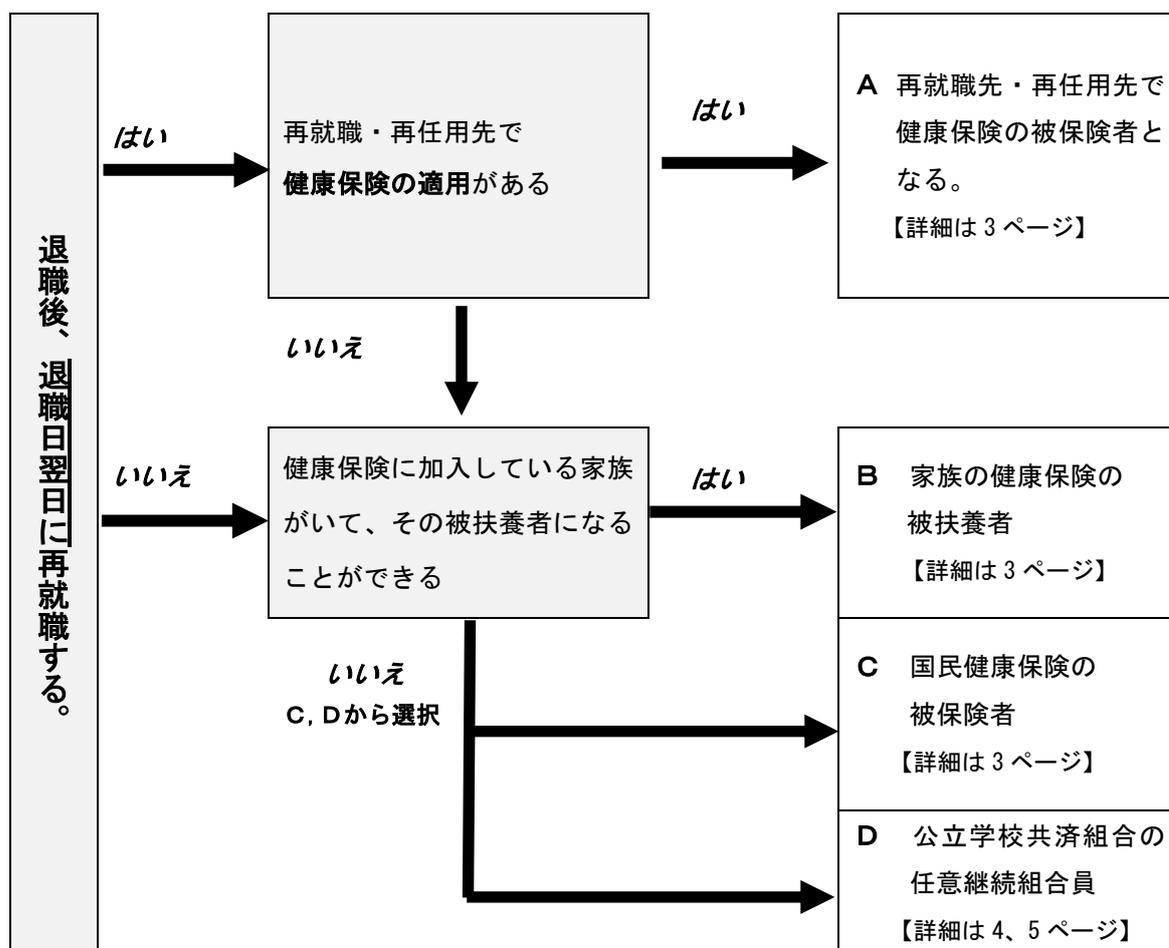
| 給付の種類 | 給付の事由 |
|-------|-----------------------------------|
| 出産費 | 引き続き1年以上組合員であった方が、退職後6か月以内に出産したとき |
| 埋葬料 | 組合員であった方が、退職後3か月以内に死亡したとき |
| 傷病手当金 | 退職日時点で支給要件を満たしている方 |
| 出産手当金 | 退職日前後に出産（予定）の方 |

※詳しくは、[公立学校共済組合高知支部のホームページ](#)>高知支部について>福祉事務の手引>（手引3）短期給付をご覧ください。

3 退職後の医療保険制度について

退職後に加入する制度は、下図のとおり、退職後の状況により異なります。

(※) どの医療保険制度に加入しても、本人・家族（入院・外来）の医療費の窓口自己負担額は3割です。ただし、70歳～74歳は一般2割、現職並所得者3割。就学前児童は2割。



D「公立学校共済組合の任意継続組合員」とは、**退職後に引き続き最長2年間**、公立学校共済組合の短期給付や福祉事業の一部等を利用することができる制度です。

任意継続組合員になることを希望する場合は、加入条件や期限がありますので、次のページ以降を必ずご覧ください。

C及びDを選択する際は、国民健康保険の保険料と任意継続組合員の掛金額を比較していただくことをお勧めしております。国民健康保険の保険料は、お住いの市町村でご確認ください。任意継続組合員の掛金額は、高知支部ホームページに掲載しております「任意継続掛金額一覧表」をご覧ください。（ご自身の標準報酬の行をご覧ください。）

高知支部ホームページ ⇒ お知らせ ⇒ 「短期組合員の資格喪失後の手続きについて」

A. 健康保険制度の適用がある再就職をする。

| | |
|-----------------|--|
| 医療保険の加入先・問い合わせ先 | 就職先の健康保険に加入。 健康保険制度の適用の有無については、 再就職先へご自身でご確認ください。 |
| 組合員証等 | 退職時の所属所へ退職日以降、速やかに返納してください。 退職日以降は使用できません。 |
| 扶養家族 | 組合員の退職と同時に被扶養者も資格喪失します。 扶養の要件が引き続き場合は、再就職先で手続きをしてください。公立学校共済組合高知支部の資格喪失証明書が必要な場合は、資格喪失証明書交付申請書（様式第 2-8 号）（高知支部 HP：「各種様式ダウンロードコーナー」⇒「2 資格関係」からダウンロードできます。）を提出してください。 |

B. 家族が加入している健康保険の被扶養者となる

| | |
|-----------------|---|
| 健康保険の加入先・問い合わせ先 | 家族が加入している健康保険 被扶養者の認定基準は健康保険制度によって違いがあります。 |
| 組合員証等 | 退職時の所属所へ退職日以降、速やかに返納してください。 退職日以降は使用できません。 |
| その他 | 公立学校共済組合高知支部が交付する「資格喪失証明書」が必要な場合は、資格喪失証明書交付申請書（様式第 2-8 号）（高知支部 HP：「各種様式ダウンロードコーナー」⇒「2 資格関係」からダウンロードできます。）を提出してください。 |

C. 国民健康保険

| | |
|-----------------|--|
| 健康保険の加入先・問い合わせ先 | お住いの市区町村の国民健康保険主管課窓口 |
| 組合員証等 | 退職時の所属所へ退職日以降、速やかに返納してください。 退職日以降は使用できません。 |
| 手続きについて | お住いの市区町村の国民健康保険にて手続きを行います。加入の際は、公立学校共済組合高知支部が交付する「資格喪失証明書」が必要となるため、資格喪失証明書交付申請書（様式第 2-8 号）（高知支部 HP：「各種様式ダウンロードコーナー」⇒「2 資格関係」からダウンロードできます。）を提出してください。 |

D. 共済組合の任意継続組合員（最長2年間加入することができます。）

| | |
|----------|---|
| 健康保険の加入先 | 公立学校共済組合高知支部 |
| 加入条件 | <p>引き続き組合員期間が退職日までに1年と1日以上必要。</p> <p>ただし、令和4年10月1日から短期組合員となった方で、9月30日以前に健康保険の被保険者の期間があり、共済の短期組合員の期間と併せて退職日までに引き続き1年と1日以上期間があれば加入できます。</p> <p>例：協会けんぽ R3. 10. 1～R4. 9. 30、共済（短期組合員）R4. 10. 1～R5. 3. 31 ☆1日も切れずに通算して、1年と1日以上なので加入条件を満たす。</p> |
| 提出書類 | <p>・任意継続組合員申出書（様式第2－3号） （高知支部 HP：「各種様式ダウンロードコーナー」⇒「2 資格関係」からダウンロードできます。）</p> <p>※令和4年10月1日から短期組合員となった方については、9月30日以前の健康保険の資格確認を事業主等に確認させていただく場合があります。</p> |
| 申込期限 | <p>退職日から数えて7日以内に提出してください。（必着） （期限の最終日が土日祝日、年末年始の休みの場合は、前の営業日までとします。） 例：退職日3月31日⇒期限4月6日</p> <p>法律上、退職日から起算して20日以内に「任意継続組合員申出書」の提出及び掛金の払込みが完了していないと任意継続組合員制度への加入が認められませんので、ご注意ください。</p> |
| 掛金払込方法 | <p>① 一括払い ② 半年払い ③ 各月払い ※申出書で選択していただきます。 申出書の受付後、払込用紙をお送りしますので、指定した期限までに払込んでください。</p> |
| 組合員証等 | <p>退職時の所属所へ退職日以降、速やかに返納してください。 退職日以降は使用できません。</p> <p>期限までに払込が完了した方に任意継続組合員証等を交付します。</p> |
| 扶養家族 | <p>退職日まで認定されている被扶養者の要件が引き続き場合には、任意継続組合員の被扶養者となります。 （就職などで認定要件から外れる場合は、任意継続組合員申出書へ記載してください。）</p> |

4 任意継続組合員資格の喪失

次のいずれかに該当したときは、その翌日（④のときはその日）から任意継続組合員の資格を喪失します。

一度、任意継続組合員資格を喪失すると、再び加入資格を満たすまで任意継続組合員の申出はできませんので、就職により資格喪失する場合は特にご留意ください。

資格を喪失した日の属する月以降の任意継続掛金が払い込まれているときは、未経過期間に係る掛金を手続き後に還付します。

| | |
|---------------|--|
| 資格喪失事由 | <p>① 任意継続組合員となった日から2年を経過したとき</p> <p>② 死亡したとき</p> <p>③ 掛金を払込期日までに払い込まなかったとき</p> <p>④ 組合員（他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行うものの組合、<u>その他健康保険又は船員保険の被保険者を含む。</u>）となったとき</p> <p>⑤ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を組合に申し出た場合において、その申出書が受理された日の属する月の末日が到来したとき</p> <p>※家族の加入している健康保険の被扶養者となる場合、又は市町村国民健康保険に加入する場合は⑤に該当します。</p> |
| 手続方法 | <p>下記の書類を速やかにご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none">●任意継続組合員資格喪失届書・任意継続組合員掛金等還付請求書●任意継続組合員証、被扶養者証等の共済組合が交付した全ての証●新しい健康保険証の写し（資格喪失事由『④』に該当した場合のみ。） |